

総行行第306号  
令和2年12月17日

各都道府県総務部長  
各都道府県議会事務局長  
各指定都市総務局長  
各指定都市議会事務局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
(公印省略)

地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について（通知）

標記につきまして、令和2年11月25日の最高裁判所大法廷判決（平成30年（行ヒ）第417号令和2年11月25日大法廷判決（以下「最高裁判決」という。））において、普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきであるとされたことを踏まえ、別添質疑応答の取扱いが適切であると考えております。

各都道府県総務部長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び市区町村議会の議長に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

○ 地方議会の議員に対する出席停止の懲罰に関する審決の申請について

問 地方議会における出席停止の懲罰は、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできず、地方自治法第255条の4の規定による審決の申請の対象となるものとするがどうか。

答 お見込みのとおり。

理由 最高裁判決において、「出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない」、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである」とされたことを踏まえたものである。

なお、以下の行政実例は削除されたものと承知されたい。

○ 地方自治法第255条の3（現行法では第255条の4）の規定に基づく審決の申請に係る疑義（昭和48年5月1日、自治行第57号 滋賀県総務部長宛 行政課長回答）

問1 地方議会における出席停止の懲罰は、単なる内部規律の問題であつて、地方自治法第255条の3（現行法では第255条の4）の規定による審決の申請の対象となりえないものとするがどうか。

問2 仮りに審決の申請の対象となるとしても、出席停止期間がすでに経過している場合には、当該処分取消しの利益がないとして却下すべきものとするがどうか。

答1 お見込みのとおり。

答2 1により承知されたい。